

## 第74回全日本学生児童発明くふう展 ～注意事項並びに記入方法～

### 1. 作品について

#### (1) 作品の要件（注意事項）

①作品は、自然法則を科学的に観察し、それを利用した新規で独創性に富む 創作品で、たて・よこ・高さ各1 m以内、重量20 kg 以内であること。

②「審査の対象外作品」とは、規定限度を超えたもの、単なる工作品や模型、図面だけのもの、他人の作品をまねたもの、過去に本展に応募したことのある作品、輸送及び展示等に耐えられない壊れやすい構造や材料でできたもの、また動作が不完全なものです。

（注1）著作権の存続している著作物（音楽、イラスト、キャラクター等）を使用する場合は、著作権者の許諾を得ていることを必ず確認してください。許諾の確認が取れていない作品、明らかに類似と認められる作品は「審査の対象外」となります。

（注2）危険物等を使用した材料が含まれている場合は受付できません。

★刃物やライター・花火・燃料または分解したもので発火や引火しやすいもの

★液体・生花など、腐敗や漏れるもの

（注3）破損や故障の原因になる材料については、往復輸送や展示に耐えられる作品であることをご確認ください。

★ガラス（コップ等）・陶器など、破損しやすく危険なもの

★薄い紙、アルミ箔、セロハン、プラスチックなど、接着部分がはがれやすく破損しやすいもの

③「特許、実用新案及び意匠の出願予定の方」は**応募の前に必ず「特許庁」への出願手続を終了**してください。

## 2. 申込書について

(1) 申込書：A3縦 **(注) A3縦以外のサイズは受け付けません。**

※審査の便に供するため、「動画」や「補助具」をお送りいただいても結構です。

- ・「動画」は審査委員が分かりやすいよう2分以内（CD・DVD・SDカード・USB）等に編集し、申込書に添付してください。
- ・「補助具」の例としては、作品がハンガーの場合、それを吊るすための物干台です。

- ◆太線枠の「整理No」「審査No」「賞名」の3カ所は本部事務局で記入します。（空欄）
- ◆「都道府県・学校所在地」などの書誌事項欄は、記入漏れのないよう確認してください。
- ◆「指導教諭」は学校で特に指導していない場合は必要ありません。
- ◆「作品の特徴欄」は、動機などのほか写真・図面などを貼り付けて、工夫した点や仕組みについて分かりやすく説明してください。
- ◆下段枠「作品の説明欄」は展示の際、説明文として利用します。字数は220字以内で、語尾は「です(でした)・ます(ました)」調で、句読点は枠内に記入してください。
- ◆**【新規事項】**著作権の確認チェック欄を新設しました。「著作権が存続している著作物を使用している場合は著作権者の許諾を得ているか」「著作権が存続している著作物を使用していない」のどちらかに必ずチェックを入れてください。
- ◆「貴協会・代表者印」、「保護者印」及び「学校長印」の押印は必ずご確認ください。

(注1)「作品名(タイトル)」及び「作品の説明文」には『会社名・商品名・キャラクター名・マンガや映画のタイトルなど固有名詞』等は、その権利者の許諾がなければ使用できません。使用する際は、権利者の許諾を得ていることを確認下さい。

(注2) 審査は「学年順」に行われます。「応募者の学年」は間違いのないようご確認ください。

(注3)「共同作品」において学年が異なる場合、申込書に記載された「最上級生」の学年で審査します。

(注4) 学校表彰（豊田佐吉賞）の事務手続上、応募者在学校長承諾の押印が必要です。

◆申込書の送付締切日 **(静岡県発明協会)：平成27年11月2日(月)**

※「動画」は分かるように明記・梱包の上、申込書と一緒に送りください。

## 3. 書類審査(12月4日)及び実物作品の送付について

◆実物作品の送付期間：平成27年12月18日(金) 必着

## 4. 作品の返却について

- ◆「選外作品」は、参加賞とともに各地域の協会等へ返送します。（平成27年1月予定）
- ◆「入選作品」は本展の終了後（平成28年4月予定）、また「特別賞・奨励賞作品」は移動展の終了後（平成28年12月予定）に各地域の協会等へ返送します。

以上